

難治性疾患の患者に対する医療費助成の在り方について 論点メモ  
 (特定疾患治療研究事業(いわゆる難病医療費助成)の見直しの方向性)

- 特定疾患治療研究事業(いわゆる難病医療費助成)については、本来、国と都道府県が1/2ずつ負担すべき事業であるが、国が十分な予算を確保できず、都道府県が超過負担している状況であり、都道府県から継続して超過負担の改善が求められている。  
 ※全国知事会から、毎年、超過負担の解消を強く求められている。  
 ※総事業費約1200億円のうち、国：約280億円(約25%) 都道府県：約920億円(約75%)  
 ※新たに対象疾患を追加しない場合であっても、年100億円程度の事業費増(機械的な試算)が見込まれており、今後も都道府県の超過負担分が大幅に増加する見込み。
- 特定疾患治療研究事業については、特に都道府県の超過負担分を解消すべく、特定疾患治療研究事業の在り方及び安定的な財源確保について検討を進めていく。
- 具体的には、検討に当たって、  
 『社会保障・税一体改革成案』に基づく「長期高額医療の高額療養費の見直し」などの議論を踏まえつつ、
  - ・ 当面の課題として、現行の特定疾患治療研究事業の見直し(合理的な患者自己負担の在り方の検討)
  - ・ 中長期的な課題として、難病医療費助成の法制化の検討  
 を中心に、議論を進める。

(参考)

- 「社会保障・税一体改革成案」(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定) ≪難病関係の記載を抜粋≫

(本文)

V I~IV以外の充実、重点化・効率化

サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、…、総合的な障害者施策の充実(制度の谷間のない支援、地域移行・地域生活の支援)、難病対策の検討、…

(工程表)

○ 難病対策

- ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し(再掲)など難病医療費の支援のあり方の検討  
 →引き続き制度横断的に検討